

わがまち歴史散歩

江戸後期～明治初頭 池田の町に住んだ女性戸主

○南新町の戸籍帳

明治政府は、家族のうちで家を統御する者を国家統治の最小単位に位置付けました。彼らは戸主と規定され、法律上さまざまな権限が付与されました。

戸主はほとんどが男性でした。女性は男性の下にいるべしというのが基本的な道徳律にまでなっていくのです。しかし、江戸時代後期や明治29年(1896)に民法が制定される以前においてはどうだったのでしょうか。

池田の町のひとつである南新町(現新町の一部)には、明治5年(1872)制定の戸籍法に基づく戸籍とは別に、明治6年・9年・11年そして17年において、町独自の戸籍帳が作られていました。

この戸籍帳では、各戸は大きく地主と借家人に区別されて表示されていました。また、各戸別に関係と奥行、戸主から見た家族の関係と名前、年齢および職業、また一戸構成の由来が記載されていました。これを見れば、南新町という町がどのような人々によって構成されていたのか、それはどう変化し、流動していったのか、そればかりです。今回は、その戸籍帳か



南新町戸籍帳(歴史民俗資料館所蔵)

ら見えてくる女性戸主について、その実態を探ってみましょう。

○「地主」の中の女性戸主

明治6年(1873)といえ、幕政崩壊後まだそれほど日も経たないころで、江戸時代の慣習も生きていたと考えていいでしょう。この年、南新町には土地も、屋敷地も、なおかつ借家も持っていた「地主」が19戸ありました。

ちなみに、それらを持っていない「借家」は79戸でした。「地主」とは町の資産家・有力者と言っているでしょう。そのうち2戸は女性が戸主となっていたのです。

ひとりは中西せい。維新以後最初に猪名川通船を池田にまで

延ばした人物として知られています。戸籍帳での職業は運送問屋。嘉永4年(1851)夫の死後家を継ぎ、明治6年には49歳でした。彼女の家には20代の息子夫婦も同居しています。

女性戸主のうちもうひとりは小林岸。60歳を超える父親と30代の弟ひとりを抱えて湯屋を経営しています。彼女の名前と家は明治17年の戸籍帳にも出てきます。このふたりは、いずれも地主として他の力ある商人らと並んでいたのです。

さらに、明治9年以降の戸籍帳を見ると、地主だった炭屋のうち1軒および呉服屋1軒でそれぞれ妻が跡を継いでいます。女性が大きな店の戸主になっても異様ではなかったのです。

○「借家」に住まう女性戸主

では、借家住まいの女性戸主はどうだったのでしょうか。賃系引き10戸、古手屋4戸と続き、あんま・砂糖紙・鮎屋・樽屋・傘・菓子屋・出稼ぎが各1戸、職業不記載の2戸と合わせると合計23戸で、全借家79戸のうち、29・1%を占めていました。

最も数の多かった賃系引き10人を見てみましょう。年齢は全て40歳以上、中には68歳という人もいます。彼女らは、古くて弘化2年、多くは明治4～5年のころ夫に死別して(ただし例外1人あり)、そのまま、あるいは他から移住して南新町に居住するようになりました。

賃系引きのうち4人は家族がいませんでしたが、残り6人のうちには、年下の夫と暮らす者、20歳の娘や息子と同居し、あるいは8歳の娘を抱えた者もいました。住居は、間口2間から2間半、奥行2間というのが標準でした。彼女らは、自分も含め、家族がいればなんとしてもその暮らしを守っていきたくったのでしよう。しかし、明治9年の戸籍帳に記載されていたのは2戸に過ぎませんでした。別の、しかし同じような境遇の女性が取って代わっていたのです。

近世末、明治前期の池田は、このように生活基盤の弱い借家人層が多数存在するという社会条件下に女性労働者も多数住んでいた町だったのです。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは社会教育課

☎754・6674